

[事案 2022-106] 契約者変更等請求

・令和4年7月28日 不受理決定

<事案の概要>

平成26年4月に契約した養老保険について、保険契約者の死亡により、自筆証書遺言（検認済み）によって全ての財産を相続したことを理由に、自身への契約者変更および保険料支払方法の変更を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、「検認」は、検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続であり、遺言の有効・無効を判断する手続ではないため、今後、他の相続人から遺言無効確認請求訴訟が提起される可能性があること、他方、当審査会は遺言の有効性を判断する立場にはなく、遺言を有効と認め、契約者を申立人に変更することを認めたときに重大な利害関係を有する他の相続人の手続的保障（主張・立証の機会）もないことから、申立てを不受理とした。